【従業員操作】ライフイベントの申請を行う

従業員生活において発生する結婚や転居、扶養の増減などを総称してライフイベントと呼びます。 e-AMANO人事届出サービスではこれらに伴う申請処理をパソコン・スマホから行う事ができます。 申請を行う際は、従業員向け画面の「ライフイベント」から該当のメニューを選択してください。 本操作は従業員自身で申請を行う為、管理者から招待メールが届くことはありません。 e-AMANOの従業員ログインページが不明な場合は、管理者側で招待メールを送信する操作が 必要になりますので、別途管理者へお問合せください。 本マニュアルでは転居が発生した場合を例にご説明していきます。

(1)e-AMANOヘアクセスする

従業員画面TOP画面にあるライフイベントの手続きから必要な手続きを選択します。 ここでは「引っ越しされた方」を選択します。



(2)必要書類を準備し、手続きを開始します。



引っ越し先の住所や一緒に転居する家族などのデータを入力してください。

「必須」マークの付いている項目は必ず入力してください。

入力後、最下部の「次へ」ボタンを押下してください。

	天野さんの新しいご住所について教えてください	
	現住所: 〒252-0154 神奈川島 細境原市総区 長竹236-3 昭電話勝号輕勢): 自宅 現電話勝号: 042-111-1111	
	天野さんの転居先のご住所を入力してください	
住所変更日	83	
国内/海外	 (3) 国内 () 海外	
郵便番号	2月	

~省略~



交通費の支払い期間、支払開始日を入力し、「次へ」ボタンを押下してください。

	通勤交通費の支払い期間、支払開始日を記入してください	
期間設定	<u> 約月</u> ・	
支払い開始日	83第 2020/03/25 論 令和2年03月25日	
	経路1:電車/北較極進 - 等名 種紙: 2.6km 時間: 15分 通動変換数: 1260円 通動交換数(片面): 350円	
	H15 ER	
	程用通知	

入力内容を確認し、問題なければ最下部の「申請する」ボタンを押下してください。

	下記内容で宜しければ申請を押してください	
	転居先情報	
	現住所: 〒252 - 0154 神奈川県 相模原市縁区 長竹236-3 坦電話番号種類: 自宅 現電話番号: 042 - 111 - 1111	
住所変更日	2020/03/25	
国内/海外	国内	
転居先住所	〒223-0059 神奈川県 横浜市港北区 北新横浜1-9-5 (カナガワケンヨコハマシコウホクク キタシンヨコハマ)	

	超為し 電子 (銀母 - 再後) 回題: 5 4km 時間: 145 (通句文庫賞: 5 540円 通句文通賞(作)(別): 164円	
	和最先同是總族	
一緒に引っ起された(する)現故	歳辺 花子 歳辺 さくら 天野 太郎	
	R3 9875	
	Ţ	

変更を受け	寸けました。		
担当者から折り	反し連絡が届きますので、しばらくま	3待ちください。	
		=7	

従業員本人へ、下図の様なメールを送信します。

例では、住所変更と扶養変更を伴う内容であったため、

「住所変更手続き」と「扶養変更手続き」の2種類のメールが届きます。

e-aman@@amano.co.jp 2020/06/17 14:30 送信者:e-amano@amano.co.jp	整査 tero_smanno@emanno.co.pl coc bcc 件名 (e=AMANC)天野 太郎さんの住所変更引	続きの申請を受付しました
宛先] cc	
下記内容で申請を受け付けました。 https://e-amano-q.i-abs.co.jp/hrexpo/ul/ufr/?ckey=9ie6j3lzhv		
■申請内容		
【申請日時】 2020/06/17 14:30:56 【申請内容】 住所変更手続き		
【社員番号】 00005011		
【従業員名】 渡辺 悠真		
【メールアドレス】 taro_amano@amano.co.jp		
e-AMAND人事届出サービス https://www.amano.co.jp/		



ライフイベントでの申請が 既に別の申請をしている場合 (1ページに記載の通り、ライン この場合、人事担当者にて記 新たな申請を作成する事は 複数の申請が存在すると、と	できない場合 な、ライフイベントの申請が出せない場合があります。 フイベントを行うと複数の手続きを申請する事がある為です) 亥当の申請を承認、もしくは従業員が取り下げるまで、 できません。 ごの内容が正しいものかわからない為です。			
■「手続き」メニューより処理を行った場合				
[手続き]-[進行中の手続き]から、対象の申請書の「申請取下」ボタンを押下し、				
取り下げ後に改めて手続きを開始	台してください。			
■「ライフイベント」メニューで欠 ライフイベントは、「1回の手続きて 例えば「引っ越しされた方」で申請	<u>処理されている場合</u> 複数の申請書を作成する」処理となります。 した場合、「住所変更手続き」と「扶養変更手続き」が			
申請されます。				
(「引っ越しされた方」の登録内容によっては「扶養変更手続き」は申請されません)				
その為、[手続き]-[進行中の手続き]から、対象の申請書の「申請取下」ボタンを押下し、				
取り下げ後に改めて手続きを開	始してください。			
なお ライフイベントの入力内容に	より発生し得る手続きは以下の通りです。			
<<結婚された方>>	<<子供が生まれたされた方>>			
・氏名変更手続き	 ·扶養追加手続き 			
・住所変更手続き				
・扶養追加手続き	<<家族が就職された方>>			
・扶養削除手続き	・扶養削除手続き			
<<離婚された方>>	<<家族が離職された方>>			
・氏名変更手続き	・扶養追加手続き			
・住所変更手続き				
・扶養追加手続き	<<収入が増減された方>>			
・扶養削除手続き	・扶養追加手続き			
	・扶養変更手続き			
<<引っ越しされた方>>	・扶養削除手続き			
・住所変更手続き				
・扶養変更手続き				